

奈良県告示第三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、中戸土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十七年五月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	足高 光弘	葛城市中戸八七〇一
〃	駒井 省	〃 二二六
〃	杉村 宏	〃 二〇八一
〃	寺岡 恵男	〃 二三七
〃	杉村 宗次	〃 二二九
〃	高橋 博	〃 四三六
〃	高橋 光久	〃 四二五
〃	和田 寛寿	〃 一九四
監事	足高 善徳	〃 八六一
〃	田宮 久好	〃 四三五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	田宮 久好	葛城市中戸四三五二
〃	杉村 宏	〃 二〇八一
〃	寺岡 恵男	〃 二三七
〃	足高 宏和	〃 一五五二
〃	杉村 宗次	〃 二二九
〃	高橋 博	〃 四三六
〃	高橋 光久	〃 四二五
〃	和田 寛寿	〃 一九四
監事	足高 光弘	〃 八七一
〃	駒井 省	〃 二二六